

1. 男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

主な事業 審議会等への積極的な女性の参画促進、実態調査 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・総務課
- ・契約課
- ・経済企画課

（２）女性の活躍推進

女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

主な事業 起業を目指す人への支援
就業・再就職・キャリアアップを目指す人への支援 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・経済企画課
- ・創業・新産業支援課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

主な事業 広報誌等により取り組み事例の紹介
育児・介護休業等の取得促進、テレワークの円滑な運用 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・人事課

(4) 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

主な事業 広報誌(New Wave)の発行(年2回)、配布による啓発 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課

(5) 誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティに対する理解の促進と支援に努めていきます。

主な事業 デュオよこすか、よこすかLGBTs相談による支援 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・こども家庭支援課

(6) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

主な事業 子育てに関する相談支援
ひとり親の資格取得促進のための給付金支給 等

主な担当課

- ・危機管理課
- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・地域福祉課
- ・こども家庭支援課
- ・こども給付課
- ・支援教育課

(7) DV等を根絶する環境づくり

DV（デートDVを含む）やさまざまなハラスメント等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成が図れるよう啓発を進めます。また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。

主な事業 ポスターや冊子への掲載による相談窓口の周知
デュオよこすかや女性のためのDV相談による相談支援 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・こども家庭支援課

2. 子ども

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

（１）地域における子育て支援と相談の体制の充実

家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

主な事業 こども家庭総合相談事業の実施

学校運営協議会による地域と連携した学校運営 等

主な担当課

- ・地域健康課
- ・こども家庭支援課
- ・こども給付課
- ・児童相談課

（２）家庭や地域における教育力の向上

市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。

主な事業 人権教育啓発講座、講演会の開催

子どもの国際コミュニケーション能力の育成 等

主な担当課

- ・生涯学習課
- ・教育指導課

（３）いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進

「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題（学校運営上支障となる諸問題）の解決を図る対策を進め、横須賀市の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指します。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

主な事業 人権教育、道徳教育、体験活動等の充実
スクールカウンセラーの派遣、ピンクシャツデー運動による啓発 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・支援教育課

（４）不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進

不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。

主な事業 支援機関の紹介、「不登校相談会・進路情報説明会」
「不登校をとともに考える会～ハートフルフォーラム～」の開催 等

主な担当課

- ・生活支援課
- ・こども家庭支援課
- ・支援教育課

（５）虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進

児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めています。

主な事業 こども家庭地域対策ネットワーク会議運営事業
ポスター等による啓発 等

主な担当課

- ・地域健康課
- ・こども家庭支援課
- ・児童相談課

（６）社会的養育を必要とする子どもの支援の推進

児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とする子ども達への適切な支援を進めます。

主な事業 里親に対する研修や子どもと里親家庭のマッチング 等

主な担当課

- ・こども家庭支援課
- ・児童相談課

（７）健やかに育つ社会環境づくりの推進

子どもたちの心とからだを守るため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後安心して過ごせる場を充実させていきます。

主な事業 青少年育成推進員と連携した非行防止キャンペーンやイベントの開催、
協議会広報「よこすか育成通信」による啓発活動 等

主な担当課

- ・子育て支援課
- ・こども家庭支援課

（８）児童搾取防止の啓発活動の推進

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

主な事業 子どもの権利リーフレットの配布を通じて子どもや保護者に向けた啓発
リーフレットを活用した教育活動
子どもの権利を守る条例の趣旨説明（令和４年７月制定）等

主な担当課

- ・こども家庭支援課
- ・児童相談課
- ・支援教育課
- ・教育研究所

（９）教職員への人権意識の啓発の推進

子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。

主な事業 研修等の開催・教職員の派遣による意識向上等

主な担当課

- ・教育研究所

（１０）子どもたちへの人権意識の啓発の推進

幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

主な事業 人権教室の開催（年７か所）による啓発等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課

3. 高齢者

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。

横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

(1) 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進

高齢者が、地域社会の中で、健康で社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後から、できるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようになります。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。

主な事業 **「生涯現役フォーラム」の開催**
健康づくり・食育に関する教室の開催 等

主な担当課

- 福祉総務課
- 介護保険課
- 地域コミュニティ支援課
- 健康増進課

（２）虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み

高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。

高齢者や家族、介護に従事する人及び市民に、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

主な事業 相談支援、虐待通報の受付、訪問支援
高齢者虐待防止マニュアルの配布 等

主な担当課
・地域福祉課

（３）介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進

65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

主な事業 介護予防関連教室の開催
フレイル予防、サポーター養成講座の開催 等

主な担当課
・健康増進課

（４）住み慣れた地域での生活の支援

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実はもとより、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。

主な事業 地域で支え合う活動への支援
生活支援体制整備事業の推進 等

主な担当課
・福祉総務課
・介護保険課

(5) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度やよこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。

主な事業 成年後見制度の周知、市民後見人の活動支援
終活情報登録伝達事業やエンディングプラン・サポート事業による
意思決定支援 等

主な担当課
 ・地域福祉課

(6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよう、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

主な事業 パンフレット「あんしん介護保険」の発行 等

主な担当課
 ・福祉総務課
 ・介護保険課

(7) 利用しやすい施設・設備づくりの推進

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

主な事業 公共施設におけるバリアフリーの推進

（８）福祉教育の充実

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どものときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、共に支え合う社会の構築を図ります。

主な事業 総合学習の中での福祉をテーマとした学習の実施
車いす等を利用した実践的な学習の実施 等

主な担当課

- ・福祉総務課
- ・教育指導課

（９）介護人材を確保し、定着を促進

介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働き掛け、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

主な事業 介護サービス事業所を対象とした研修の実施
介護職員出前講座教育の開催 等

主な担当課

- ・介護保険課

（１０）認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進

市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。

主な事業 認知症サポーター・オレンジパートナーの養成
行方不明者の搜索協力や見守りの協力依頼 等

主な担当課

- ・福祉総務課
- ・地域福祉課
- ・健康増進課

4. 障害者

よこすか障害者計画を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁（バリア）ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。

横須賀市は、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで、自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

(1) 障害者の地域生活の支援

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

主な事業 障害福祉サービス(自立支援給付・地域生活支援事業)による支援 等

主な担当課

- ・危機管理課
- ・障害福祉課

(2) 保健・医療サービスの充実

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

主な事業 精神保健福祉相談員や精神科嘱託医による相談支援
重度障害者医療扶助 等

主な担当課

- ・障害福祉課
- ・健康総務課
- ・市立病院課
- ・保健所保健予防課

（３）相談支援・情報提供の充実

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

主な事業 障害者相談サポートセンターによる相談支援
相談員の専門研修の実施 等

主な担当課
・障害福祉課

（４）障害児施策の充実

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備など学校生活における支援を充実させ、校舎のバリアフリー化の推進をはじめとする基礎的環境整備を進めるとともに、必要に応じた合理的配慮の提供を通じて教育環境の向上を図ります。

主な事業 療育相談センターによる相談支援
特別支援教育に関する教職員研修の実施 等

主な担当課
・障害福祉課
・こども家庭支援課
・学校管理課
・支援教育課

（５）働く場・活動の場の充実

障害者の就労支援を充実させるとともに、日中活動や社会参加の活動の場の充実を図ります。

主な事業 障害者就労支援事業運営費の補助
職場定着サポーターの派遣 等

主な担当課
・障害福祉課

（６）バリアフリーのまちづくりの推進

まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。

主な事業 公共施設におけるバリアフリーの推進
手話通訳者等の派遣による情報保障 等

主な担当課
 ・人権・ダイバーシティ推進課
 ・障害福祉課
 ・都市計画課
 ・建築指導課
 ・道路整備課

（７）権利擁護システムの構築推進

障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対しての知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。

主な事業 市民向け研修やイベントの実施による理解促進
成年後見人制度の利用支援 等

主な担当課
 ・障害福祉課

（８）障害者福祉の推進基盤の整備

難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。

主な事業 「横須賀市障害とくらしの支援協議会」による協力体制の構築 等

主な担当課
 ・障害福祉課
 ・保健所保健予防課
 ・支援教育課

5. 同和問題

全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

(1) 教育・啓発活動の推進

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

主な事業 人権教育啓発講座、講演会の開催・職員の派遣 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・生涯学習課
- ・教育研究所

(2) 人権教育の推進

学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。

主な事業 講演会等への職員の派遣 等

主な担当課

- ・教育研究所

(3) えせ同和行為の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

主な事業 パンフレットを活用した啓発、職員研修 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課

(4) 相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

主な事業 同和団体の活動支援（連絡調整・相談対応） 等

主な担当課

・人権・ダイバーシティ推進課

(5) 権利擁護の推進

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

主な事業 事後通知型による本人通知制度の実施
住民票発行履歴の簡易開示の実施

主な担当課

・窓口サービス課

(6) 当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進

生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。

主な事業 同和団体の活動支援（連絡調整・相談対応） 等

主な担当課

・人権・ダイバーシティ推進課

6. 外国人

横須賀市の施策全般に多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めています。

(1) 外国人の生活の支援

外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。

主な事業 多言語による生活相談
日本語会話サロンの開催 等

主な担当課
・国際交流・基地政策課

（２）相互理解を深める交流事業の実施

外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。

主な担当課

- ・国際交流・基地政策課

主な事業 国際交流イベント補助金交付による民間団体の自主的な企画の促進
姉妹都市との交換学生事業 等

（３）多言語による情報発信

日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。

主な担当課

- ・国際交流・基地政策課
- ・広報課

主な事業 横須賀市ホームページの自動翻訳システムの導入
横須賀市LINE公式アカウントのやさしい日本語・英語での配信 等

（４）災害時における外国人の支援

災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メール、市公式LINEによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。

主な担当課

- ・危機管理課
- ・国際交流・基地政策課

主な事業 外国人のための防災講座の動画配信
外国人向け防災放送、外国人を交えた防災訓練の実施 等

（５）外国につながるのある児童生徒への就学支援

日本語の支援を必要とする外国につながるのある児童生徒や受入れ校の支援体制づくりのために、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・母語支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

主な事業 日本語支援ステーションによる就学時ガイダンスや
日本語の初期集中指導、相談支援 等（令和5年度から）

主な担当課
・支援教育課

（６）外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供

救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。

主な事業 多言語音声アプリ「救急ボイストラ」の導入と広報誌等での周知
救急医療機関外国籍市民対策補助金交付による受入れの促進 等

主な担当課
・国際交流・基地政策課
・健康総務課
・救急課

7. 患者等

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。また、エイズやハンセン病などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族に対して生じる差別などの人権問題が生じています。

横須賀市は、医療に関するさまざまな変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護し、病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。

(1) 医療体制の維持・改善

生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図るとともに医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハード面の充実を図ります。また、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。

主な事業 看護師離職防止研修による看護師の確保対策の実施
市立総合医療センターの整備 等

主な担当課

- 健康総務課
- 市立病院課
- 保健所保健予防課
- 救急課

(2) 地域における医療連携の促進

市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。

主な事業 地域医療支援病院の紹介および業務報告などの情報共有 等

主な担当課

- ・健康総務課
- ・市立病院課
- ・保健所保健企画課

(3) 患者の自己選択に基づく医療の確保

患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニングについても普及・啓発を進めます。

主な事業 診療の手引きを用いた情報発信 等

主な担当課

- ・地域福祉課

(4) 病気に関する正しい知識の普及を推進

エイズやH I Vに関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。

主な事業 ホームページを活用した正しい知識の普及啓発
在宅難病患者に対する保健師による訪問相談 等

主な担当課

- ・保健所保健予防課
- ・保健所健康危機・感染症対策課

(5) 相談体制の充実

良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるよう相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。

主な事業 医療安全相談窓口による相談支援 等

主な担当課

- 市民相談室
- 市立病院課
- 保健所企画課
- 保健所健康危機・感染症対策課

(6) 市民の健康の増進

「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して健康診査等が受けられるよう、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。

主な事業 健康診査および各種がん検診の実施
健康づくり教室や食育教室の実施 等

主な担当課

- 健康増進課
- 健康管理支援課

(7) 個人情報の適切な管理

市立病院や保健所などの運営に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

主な事業 市立病院や保健所などの運営における個人情報の適切な管理

主な担当課

- 健康総務課
- 市立病院課
- 健康増進課
- 健康管理支援課
- 地域健康課
- 保健所企画課
- 保健所保健予防課
- 保健所生活衛生課
- 保健所健康危機・感染症対策課

8. インターネットによる人権侵害

インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

(1) 教育・啓発活動の推進

市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発をします。

主な事業 人権教育啓発講座、講演会の開催
教育アンケートの実施による実態把握及びよこすかスマホ
・SNSスタンダードによる啓発 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・生涯学習課
- ・支援教育課
- ・教育研究所

(2) 相談・支援の充実

SNSにおける誹謗・中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。

主な事業 市ホームページや広報誌による相談窓口の周知

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・支援教育課

9. 性的マイノリティ

性的マイノリティの当事者は、少数派であるため周囲の人の無理解や偏見から、さまざまな困難を抱えることがあります。特にゲイ、バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、非常に高い水準にあるという統計があります。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの方々が婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーの方々が男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。

また、思春期における性的マイノリティの子どもたちが、学校において、心無い言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。

このような状況から、さまざまな「違い」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要です。

人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置など多様性のあるまちづくりを進めています。

(1) 性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み

市内で10代、20代の当事者同士が交流できる場を設定し、孤立を防ぐ取り組みを推進します。また、相談窓口を設け、性的マイノリティ当事者やその家族、支援者からの専門の相談を受けられる体制づくりに努めるとともに、行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます。

また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。

性の多様性を尊重する取り組みとして、同性等多様なカップルが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、横須賀市が証明書を発行する制度を導入しました。よりよい制度になるよう見直しをしていきます。

主な事業 申請書等における性別欄の見直し
パートナーシップ宣誓証明制度、制度導入自治体との連携 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・保健所保健予防課

(2) 相談体制の整備

性的マイノリティに関する研修会を開催し、身近な相談者となる教員、横須賀市職員等の知識の習得を行います。また、NPO団体等主催の会議等へ出席し、情報収集に努めます。

主な事業 よこすかLGBTs相談による相談支援
多様な性に関する研修会(年9回)による知識の習得 等

主な担当課

- ・人権・ダイバーシティ推進課

(3) 正しい知識の周知

広報よこすかや横須賀市ホームページ等で、性的マイノリティの正しい知識を伝えるとともに、市民向け啓発リーフレット等を随時配布します。

また、性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるため、生徒向けの講座や、市民や多くの事業者等を対象とした人権セミナーを開催し、学校や市内公共施設のほか商業施設で啓発パネル展示を行います。

主な事業 啓発リーフレットの配布による理解増進
学校や公共施設、商業施設でのパネル展示による啓発活動 等

主な担当課
・人権・ダイバーシティ推進課

(4) 関係機関等との連携

性的マイノリティの当事者等の意見を聞くため、横須賀市職員との意見交換会を開催します。また、NPO団体等との連携や、啓発イベントに協力をして支援の体制をつくります。

主な事業 市と当事者との意見交換会
NPO団体の啓発イベントの周知 等

主な担当課
・人権・ダイバーシティ推進課

10. 自殺をめぐる問題

自殺は、「個人の問題」として認識されがちでしたが、広く「社会の問題」としても認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。横須賀市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、自死遺族に対するケアも重要となっています。

「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、庁外の関係機関とも連携して自殺対策に取り組みます。

(1) 自殺の実態分析

警察庁自殺統計を詳細に分析し、また横須賀市独自の自殺未遂者統計や、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、横須賀市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。

主な事業 横須賀市の自殺分析(特別集計)の市ホームページでの公表 等

主な担当課

・保健所保健予防課

(2) 地域連携

横須賀市自殺対策連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。

主な事業 自殺対策連絡会の開催による自殺対策計画の進行管理 等

主な担当課

・保健所保健予防課

(3) 相談体制の充実

関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに、「横須賀こころの電話」に委託をして、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。

また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。

主な事業 横須賀こころの電話による相談支援（年中無休・時間帯有）
包括相談会の開催（年2回）

主な担当課

・保健所保健予防課

(4) 人材育成

ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成及び確保並びに資質の向上を図ります。

主な事業 ゲートキーパー養成等研修会の開催（年6回、登録者・行政職員向け）

主な担当課

・保健所保健予防課

(5) 普及・啓発活動

自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

主な事業 自殺対策街頭キャンペーンによる相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」の配布、ポスターの作製・掲示

主な担当課

・保健所保健予防課

（６）ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策

ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催を支援するほか、市内大学生への相談機関紹介冊子の配布等を行います。また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。

主な担当課
・保健所保健予防課

主な事業 性的マイノリティの分かち合いの会の開催支援（年12回開催）
相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」の作製・配布

（７）自死遺族支援事業

自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。

主な担当課
・保健所保健予防課

主な事業 自死遺族分かち合いの会の開催（年6回）

（８）周産期のメンタルヘルス支援

関係各課や医師会と連携し、妊娠期から産後1年までの女性の不安な心に寄り添う支援を実施します。

主な担当課
・地域健康課

主な事業 「プレママ・プレパパ教室」等の開催、産後うつ対策カウンセリング等

（９）自殺未遂者対策

市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぎます。

主な担当課
・市立病院課
・保健所保健予防課

市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。

主な事業 自殺未遂者対策検討会の開催（年2回、共済病院・総合医療センター）等

11. その他の人権課題

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。さらに、人権意識の高まりや当事者の取り組みなどに伴い、改めて顕在化した人権問題があります。

ホームレスや生活困窮者、婚外子（非嫡出子）への偏見や差別、犯罪被害者とその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者の家族に対する差別や権利侵害など、多くの問題が存在しています。

さらに、北朝鮮による拉致被害者とその家族なども解決すべき問題として認識されています。これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。これらの人々に対する人権侵害を防ぎ、支援・救済を行うためには、法制度の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

このため、横須賀市は、これらの問題に対する認識をさらに深め、法改正や社会情勢の変化などに応じた的確な施策を検討し展開していきます。また、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動や相談窓口での誠実な対応など、地方自治体としての役割を果たせるよう努めていきます。

(1) 犯罪被害者およびその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされた上、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられることがあります。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。

横須賀市は「犯罪被害者等基本法」の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者とその家族の支援を進めていきます。

主な事業 相談窓口、見舞金等の支給、転居支援 等（令和4年度条例制定）

主な担当課
・市民生活課

(2) 刑を終えて出所した者等やその家族の人権

犯罪をした者が刑務所の出所後に偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも同様のことが起こり得ます。犯罪をした者が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年となる場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりません、罪を償った者が社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。

横須賀市は「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、就労や住居の確保等の立ち直りに向けた取り組みを推進し、更生保護団体その他の関係者との緊密な連携・協力を行うことで、出所した者等やその家族の支援に努めます。

主な事業 社会を明るくする運動（街頭啓発キャンペーン、講演会等の啓発行事） 等

主な担当課
・市民生活課

（３）路上生活者（ホームレス）・生活困窮者の人権

横須賀市では、NPO団体などの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もおり、根気よく説得を続けているところです。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。また、近年、経済状況の変化により生活保護受給者が増加するなど、我が国の相対的貧困率は上昇し、高齢者世帯や母子家庭でも相対的貧困率が高い傾向にあります。子どもの貧困率も上昇傾向にあり、7人に1人が貧困状態にあると言われています。

これらの「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。平成27年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者への包括的支援の提供が求められています。

主な事業 **食糧や居場所など日常生活に関する相談と支援の実施 等**

主な担当課
・生活支援課

(4) 就労支援を必要とする人の人権

近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、ひとり親家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。

今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。

主な事業 就業・再就職・キャリアアップを目指す人への支援 等

主な担当課

- ・こども給付課
- ・経済企画課

(5) 職場における人権侵害

企業にとって、従業員は最も重要な財産です。しかし、近年、賃金未払いや長時間労働の強制、退職強要など、従業員の人権を侵害する「ブラック企業」や「ブラックバイト」の存在が問題となりました。職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のさまざまな嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくることが、企業には求められています。

そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。

主な事業 厚労省作成のポスターの掲出 等

主な担当課

- ・経済企画課

(6) 婚外子の人権

婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。

婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

主な事業 **差別のないまちづくりの推進**

主な担当課
・地域健康課

(7) 災害に伴う人権問題

東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。

災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違うことについての理解促進に努めます。女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所運営の啓発などの災害対応に努めます。

また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちのため注意が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自然災害ではないものの私たちを脅かす危機であり、災害に通じるものです。

新型コロナウイルス感染症に関連して、差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等を行うことはあってはならないことです。

また、不確かな情報や誤った認識から人権侵害につながるものがないよう、正確な情報発信と啓発に努めます。

主な事業 女性、障害者、外国人の方々に配慮した運営となるよう
避難所運営委員会等に対して啓発
コロナ差別に関する広報周知 等

※ 令和4年度には避難所の運営方法の見直しにより体制強化を図りました。
風水害時避難所を各部局運営へと変更
震災時避難所の支援班員(市職員)の増強

主な担当課

- ・危機管理課
- ・人権・ダイバーシティ推進課
- ・保健所健康危機・感染症対策課

（８）拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくことが必要です。国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援と周知を中心に進めます。また、同時に、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の方々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。

主な事業 横田めぐみさんと特定失踪者のパネル展示、映画上映会共催 等

主な担当課

・人権・ダイバーシティ推進課

（９）アイヌ民族の人権

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。

平成20年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されましたが、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在しています。

現在、日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための法整備を図るなど、国において政策的な検討が進められています。横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援に努めます。

主な事業 関連ポスターの掲出

主な担当課

・人権・ダイバーシティ推進課